

毎週火・金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇規 則 駐屯軍関係労務者宿舍規則等の廃止

鳥取県手数料徴収規則の一部改正

◇告 示 種畜の廃用

種畜証明書の書換交付

米穀小売販売業者の登録

母樹の指定解除

昭和三十四年度第一次自衛官の募集試験

土地改良区の定款変更の認可

道路の区域変更

道路の供用開始

鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び

手数料の額の減額

森林区施業計画等の変更による公表

指定医師の取消

二月定例県議会で議決された予算の繰越

使用

昭和三十四年度鳥取県歳入歳出予算等

昭和三十三年度鳥取県歳入歳出追加更正

予算等

◇教 委 告 示 県立高等学校の校名、位置及び課程の変

更

県立高等学校専攻科の生徒募集要項

県会議員徽章等の制定

◇ 県 会 告 示 昭和三十四年二月十日付鳥取県告示第四

十四号中訂正

◇ 正 誤

規則

駐留軍関係労務者宿舍規則等を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

駐留軍関係労務者宿舍規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

駐留軍関係労務者宿舍規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第三十五号）

鳥取県美保渉外労務管理事務所長事務委任に関する規則

（昭和三十一年五月鳥取県規則第三十二号）

附 則

この規則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「百二十六、百二十八、百三十二、百三十四」を「百四十四、百四十六、百五十、百五十二」に改める。

別表一中百十八を百十九とし、以下一ずつ繰り下げ、百十七の次に次の一を加える。

百十八 動物用医薬品販売業登録申請手数料

全品目販売の場合 二千元

指定医薬品以外の場合 千円

限定販売の場合 五百円

配置販売の場合 五百円

別表一中この規則による改正後の百二十六を百二十七とし、以下一ずつ繰り下げ、百二十五の次に次の一を加える。

百二十六 動物用医薬品販売業登録更新申請手数料

全品目販売の場合 五百円

指定医薬品以外の場合 三百円

限定販売の場合 二百円

配置販売の場合 二百円

附 則

この規則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百五十一号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名号	品 種	飼 養 者 住 所 氏 名
昭三三鳥取一第五七号	栄利栄	黒毛和種	千 草 久太郎
〃	花 寿	〃	小 林 武 治
〃	入 信	〃	田 栗 信 義
〃	三 八	〃	三 朝 町

鳥取県告示第百五十二号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があった。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号 名号 品種 旧飼養者住所氏名 新飼養者住所氏名

昭三三鳥取一第五六号 花郷 黒毛 鳥取県東伯郡東伯町 鳥取県東伯郡東伯町

鳥取県告示第百五十三号 和種 上郷農業協同組合 子鶴 一

鳥取県告示第百五十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三

昭和三十四年三月三十一日

号)第三十二条の二の規定に基き昭和三十四年三月二十

鳥取県知事 石 破 二 朗

五日後のとおり昭和三十四年度における米穀小売業者内

の業者登録をした。

登録番号	氏名(法人の場合は代表者)	名 称	住 所	営業所の所在地	備考
一	秋田 美江		岩美郡岩美町大字岩本一四〇ノ八	住所に同じ	
二	灘 口 喜代平		岩美郡岩美町大字田後二七	〃	
三	居 組 九 蔵	網代消費生活協同組合	岩美郡岩美町大字網代一八ノ三	〃	
四	博 田 正 道		岩美郡岩美町大字網代一三四	〃	
五	上 村 忠 彦	田後漁業協同組合	岩美郡岩美町大字田後六八	〃	
六	杉 原 福 一	東本町米穀小売企業組合	境港市相生町二	〃	
七	里 見 長 利	末広町米穀小売企業組合	境港市末広町一〇三	〃	
八	秋 本 仙次郎	松ヶ枝町米穀小売企業組合	境港市松ヶ枝町五七	〃	

九	景 山 国 一	有限会社 景山国一商店	境港市入船町四三	〃	
一〇	戸 田 友 次		境港市朝日町五一	〃	
一一	酒 井 登美子		境港市相生町一	〃	
一二	景 山 文太郎		境港市花町二六	〃	
一三	柏 木 整一郎		境港市栄町一一七	〃	
一四	寺 本 栄 治		境港市大正町六八	〃	
一五	富 谷 義 人	余子米穀小売企業組合 第二販売所	境港市竹内町七七五	〃	
一六	網 師 喜 吉		鳥取市賀露町一五一〇ノ二	〃	
一七	船 本 幸 作		鳥取市賀露町一三四〇	〃	
一八	敦 賀 弘		鳥取市賀露町一三九九	〃	
一九	美 川 金太郎		鳥取市賀露町一三一八	〃	
二〇	田 原 広 治		鳥取市賀露町一〇八六ノ一	〃	

鳥取県告示第百五十四号

昭和三十四年三月三十一日

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八条第一項

鳥取県知事 石 破 二 朗

の規定により、母樹の指定を次のとおり解除する。

登録番号	所在地	樹種	本数	所有者住所氏名	母樹別
鳥第一五号	日野郡根雨町大字本郷字城坪二二五四番地	すぎ	三本	日野郡根雨町大字本郷五七一音田雄	母樹

鳥取県告示第百五十五号

昭和三十四年度第一次自衛官(二等陸、海、空士)募集の試験日時及び試験場を次のとおり定める。

一普通試験場

(試験日時)

昭和三十四年四月二十七日午前八時三十分から

〃 〃 二十八日 〃

〃 〃 三十日 〃

〃 〃 五月二日 〃

二特設試験場

(試験日時)

昭和三十四年四月二十六日午前十時から

鳥取県告示第百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(試験場)

鳥取市西町 鳥取県立鳥取図書館

倉吉市仲之町 成徳小学校

日野郡根雨町根雨 根雨小学校

米子市両三柳陸上自衛隊米子駐とん部隊

(試験場)

境港市明治町 境公民館

条第二項の規定により、米子市四ヶ村北土地改良区の定款変更は、昭和三十四年三月二十七日認可した。

昭和三十四年三月三十一日  
鳥取県告示第百五十七号  
道路の区域の変更に関する告示  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その道路の区域

の關係図面は、鳥取県土木部道路課において、昭和三十四年三月三十一日から一月間一般の縦覧に供する。  
昭和三十四年三月三十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
道路の種類 県 道  
路線名 東郷湖線

区	間	新旧別		敷地の幅員	延長	備考
		新	旧			
東伯郡羽合町大字赤池字古堂一〇二、一〇三及び一〇四番合併地先から	〃	新	旧	三・五・五メートル	六一七メートル	
		〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	新	旧	〃	〃	
		〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	新	旧	六・一・一	七五七	一級国道九号線に接続
		〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第百五十八号  
道路の供用の開始に関する告示  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二

項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
その關係図面は、鳥取県土木部道路課において、昭和三十四年三月三十一日から一月間一般の縦覧に供す

る。  
昭和三十四年三月三十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

東郷湖線  
東伯郡羽合町大字赤池字古堂から  
大字橋津字三ノ屋敷まで  
昭和三十四年三月三十一日

鳥取県告示第百五十九号

昭和三十二年五月鳥取県告示第百五十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用材料及び手数料の額の減額）の一部を次のように改正し、昭和三十三年六月一日から適用する。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一号中「職員、」を削る。

鳥取県告示第百六十号

昭和三十一年十一月鳥取県告示第五七一号、昭和三十年十一月鳥取県告示第五八九号及び昭和三十二年十二月

鳥取県告示第六九五号で公表した昭和三十二年四月一日及び昭和三十一年四月一日を始期とする森林区施業計画中A基本計画区八、九森林区及びB基本計画区十二、十三、十五、十九、二十一森林区にかかる施業計画を、昭和三十四年二月鳥取県告示第九〇号で公表した昭和三十四年度森林区実施計画中B基本計画区十二、十三森林区にかかる実施計画を森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十二条第一項の規定により変更したので、次の場所において公表する。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

A、B基本計画区

一 森林区施業計画八、九、十二、十三、十五、十九、二十一森林区

1 鳥取県庁

2 鳥取県東部山林事務所

二 昭和三十四年度森林区実施計画十二、十三森林区

区

1 鳥取県庁

2 鳥取県東部山林事務所

3 丹比村役場、若桜町役場

鳥取県告示第百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定による医師の指定を次のとおり取り消す。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名 氏 名 住 所 取消年月日

内科 上田 知二 鳥取市三津八七六 国立鳥取療養所内 昭和三十四年二月二十七日

鳥取県告示第百六十二号

昭和三十四年二月定例県議会で三月二十日議決された予算の繰越使用に関する件は、次のとおりである。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

予算の繰越使用に関する件  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条の2の規定に基づき、昭和33年度一般会計予算及び特別会計予算中、下記費目を昭和34年度に繰越使用するものとする。

記

（単位千円）

款	項	科	目	繰越使用する限度額	
4	1	土木費	道路橋梁費	14,026	
			港灣費	9,439	
			社会及労働施設費	4,587	
	6	1	生活保護費	職業安定費	2,079
				職業安定費	1,379
	8	8	産業経済費	産業費	700
林業費				10,949	
水産業費				160	
6	4	畜産業費	畜産費	1,609	
			畜産費	580	
			畜産費		

13	10	耕地事業費 諸支出金 地方振興費	29,663	（単位千円）
1 一般会計合計				
特別会計				
会 計				
農業改良資金助成事業費			繰越使用する限度額	
			4,948	
鳥取県告示第百六十三号				
昭和三十四年二月定例県議会で三月二十日議決された			予算	
昭和三十四年度鳥取県歳入歳出予算			県立学校実習費歳入歳出予算	
昭和三十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算			印刷事業費歳入歳出予算	
昭和三十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算			用品調達事業費歳入歳出予算	
同 母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算			同	
同 入歳出予算			同	
同 学校生徒奨励資金歳入歳出			同	
			畜牛増殖奨励事業費歳入歳	

歳	入	科	目	予	算	額
同	同	県	普通税	1	687,517	
			目的税	2	617,230	
			旧法による税	3	69,791	
2	1	地方譲与税	入場譲与税	1	274,614	
			地方道路譲与税	2	145,693	
					128,921	

(単位千円)

出予算  
 県有牛貸付事業費歳入歳出  
 子算  
 県立中央病院事業費歳入歳出  
 出予算  
 農業改良資金助成事業費歳

入歳出予算  
 中小企業振興資金助成事業  
 費歳入歳出予算及び昭和三十四年度鳥取県管電氣事業  
 会計予算は、次のとおりである。  
 昭和三十四年三月三十一日  
 鳥取県知事 石 破 一 朗

3	1	地方交付税	2,627,289
4	1	地方交付税	2,627,289
		公企業及財産収入	33,054
	1	財産収入	29,854
	2	当せん金附証券発売収入	3,200
5	1	分担金及負担金	91,247
	1	分担金	200
	2	負担金	91,047
6	1	使用料及手数料	268,613
	1	使用料	204,434
	2	手数料	64,179
7	1	国庫支出金	2,265,962
	1	国庫負担金	1,037,170
	2	国庫補助金	1,166,003
	3	委託金	62,789
8		寄附金	42,658

歳	入	合	計
9	1	入金	42,658
	1	線入金 特別会計線入金	100
10	1	繰越金	100
	1	前年度繰越金	120,000
11	1	雑収入	120,000
	1	雑収入	184,946
	2	納付金	32,961
	3	弁償金及報償金	6,049
	4	償還金	7,795
	5	滞入金	5,000
	6	物品売却代金	55,911
12	1	雑入金	77,230
	1	県債	145,000
	1	県債	145,000
		合計	6,739,000

歳	出	科	目	子	算	額
1	1	議会費	議会費	議会費	44,616	44,616
	2	県委員会	県委員会	県委員会	41,616	41,616
	3	公聴会費	公聴会費	公聴会費	2,950	2,950
2	1	庁費	庁費	庁費	50	50
	2	県職員費	県職員費	県職員費	885,939	885,939
	3	監査委員	監査委員	監査委員	857,963	857,963
	4	人事委員	人事委員	人事委員	5,091	5,091
	5	東京事務所	東京事務所	東京事務所	6,671	6,671
	5	諸費	諸費	諸費	4,230	4,230
	1	警察消防	警察消防	警察消防	11,984	11,984
	2	公安委員	公安委員	公安委員	342,134	342,134
	3	警察職員	警察職員	警察職員	4,185	4,185
	3	警察行政	警察行政	警察行政	281,425	281,425
					55,439	55,439



4	消防費	1,085
1	土木費	981,802
2	道路橋梁費	571,020
3	河川灣防費	93,775
4	砂防費	47,888
5	都市計畫費	97,510
6	災害復旧費	53,980
7	建築費	90,100
8	土木諸費	22,676
5	教育費	4,853
1	教育委員會費	2,376,825
2	小學校費	73,484
3	中學校費	1,059,118
4	高等學校費	582,255
5	盲ろう學校費	504,745
		26,309

6	図書館費	7,400
7	博物館費	1,051
8	社会教育費	3,909
9	体育保健費	4,959
10	義務教育振興費	3,318
11	高校教育振興費	4,160
12	教育施設費	102,095
13	教育諸費	4,022
6	社会及労働施設費	371,417
1	生活保護費	149,893
2	社会福祉費	25,496
3	児童保護費	71,249
4	婦人児童福祉費	13,841
5	国民健康保険費	18,338
6	世話費	1,795
7	勞政費	35,372

7	8	職業安定費	55,433
	1	保健衛生費	104,973
	2	保健所費	14,756
	3	予防衛生費	72,934
	4	公衆衛生費	5,670
	5	衛生研究所費	2,678
	6	医務費	1,184
	7	藥務費	1,050
	8	衛生諸費	6,701
		産業經濟費	884,748
	1	農業改良費	137,063
	2	農業費	34,797
	3	林業費	229,380
	4	水産業費	56,257
	5	蚕業費	31,070
	6	畜産業費	58,948

9	7	商業費	43,962
	8	觀光事業費	12,063
	9	農地開拓事業費	31,941
	10	耕地事業費	246,268
	11	中海干拓調査費	2,999
		財産費	14,021
	1	財産管理費	14,021
10		統計調査費	5,416
	1	統計調査費	5,416
11		選挙費	23,682
	1	選挙管理委員會費	702
	2	公明選挙費	700
	3	県會議員選挙費	8,200
	4	參議院議員選挙費	14,080
		公債費	606,443
12	1	元利償還金	586,643

13	2	利子費	18,900
	3	諸支出金	900
	1	財政調査費	91,984
	2	徴税費	700
	3	地方振興費	33,046
	4	県政企画調査費	27,170
	5	広報活動費	3,943
	6	渉外諸費	4,169
	7	繰出金	1,347
	8	繰出金	16,309
	14	子備費	5,300
		子備費	5,000
	歳出		5,000
	歳出		5,000
歳出		6,739,000	

昭和34年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算					
歳入	1	公企業及財産収入	1,671		
		諸収入	377		
		償還金	1,294		
		繰入金	繰入金	836	
			財産収入	836	
		繰越金	繰越金	1	
			前年度繰越金	1	
		歳入		2,508	
		歳入		2,508	
		歳出	1	災害救助費	2,508
				災害救助費	2,508



歳	出	科	目	予	算	額
1	1	学校生徒奨励費				407 千円
		奨励費				407
	歳	出	合	計		407
昭和34年度特別会計県立学校実習費歳入歳出予算						
歳入						
款	項	科	目	予	算	額
1	1	繰越金				800 千円
		前年度繰越金				800
2	1	雑収入				17,451
		物品売払代				17,300
	2	雑収入				151
3	2	使用料及手数料				249

歳	出	科	目	予	算	額
	1	使用料				249
	歳	入	合	計		18,500
昭和34年度特別会計印刷事業費歳入歳出予算						
歳出						
款	項	科	目	予	算	額
1	1	県立学校実習費				18,500 千円
		県立学校実習費				18,500
	歳	出	合	計		18,500
歳入						
款	項	科	目	予	算	額
1	1	事業収入				6,594 千円
		事業収入				6,594
2		繰越金				516

歳 出		科 目	子 算 額
款 項	1		
3	1	前年度繰越金	516 千円
	1	雑収入	51
	1	雑収入	51
歳 入 合 計			7,161
歳 出		科 目	子 算 額
款 項	1		
1	1	事業費	6,575 千円
	1	事業支出金	6,575
	1	諸支出金	100
2	1	繰出金	100
	1	繰出費	485
3	1	繰出費	485
	1	繰出費	485
歳 出 合 計			7,161

歳 入		科 目	子 算 額
款 項	1		
1	1	用品収入	21,950 千円
	1	用品収入	21,950
	1	自動車収入	2,532
	1	自動車収入	2,532
3	1	繰越金	2,587
	1	繰越金	2,587
4	1	雑収入	9,280
	1	雑収入	9,280
歳 入 合 計			36,349
歳 出			

昭和34年度特別会計用品調達事業費歳入歳出予算

款	項	科	目	予算額
1	1	用品調達事業費		36,349
		用品調達事業費		36,349
歳出 合計				36,349
昭和三十四年度特別会計畜牛増殖奨励事業費歳入歳出予算				
歳入				
款	項	科	目	予算額
1	1	雑収入		1,112
		物品売払代金		1,112
2	1	繰越金		1
		前年度繰越金		1
歳入 合計				1,113

歳出				
款	項	科	目	予算額
1	1	事業費		1,113
		事業費		1,113
歳出 合計				1,113
昭和三十四年度特別会計県有牛貸付事業費歳入歳出予算				
歳入				
款	項	科	目	予算額
1	1	繰入金		612
		他会計剰余金繰入金		612
2	1	雑収入		2
		弁償金及報償金		1
2	2	雑収入		1
		雑収入		1
歳入 合計				614

歳	出	科	目	予	算	額
1	1	事業費	614			614
		事業費	614			614
		合計				614
昭和34年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出予算						
歳	入	科	目	予	算	額
1	1	使用料	112,567			112,567
2	1	国庫支出金	2,230			2,230
3	1	国庫補助金 雑収入 雑償還金	2,230 5,102 2,552			2,230 5,102 2,552

4	2	物品売払代	50			50
	3	雑収入	2,500			2,500
	1	県債	11,000			11,000
	1	県債	11,000			11,000
5	1	繰入金 一般会計繰入金	6,158			6,158
		合計				137,057
歳	出	科	目	予	算	額
1	1	県立病院費	95,305			95,305
	1	病院費	95,305			95,305
2	1	出張診療所費	1,327			1,327
	1	出張診療所費	1,327			1,327
3	1	看護婦養成所費	3,087			3,087
	1	看護婦養成所費	3,087			3,087



4	1	諸支出金	20,758
		公債費	20,758
5	1	病院拡充費	16,580
		拡充費	16,580
歳出		合計	137,057
昭和34年度特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出予算			
入			
歳	入	科	目
款	項	目	子算額
1	1	国庫支出金	4,038
		国庫支出金	4,038
2	1	国庫入金	4,151
		一般会計繰入金	4,151
3	1	償還金	6,341
		償還金	6,341
4	1	償還金	4,871
		繰越金	4,871

	1	前年度繰越金	4,871
歳入		合計	19,401
出			
歳	出	科	目
款	項	目	子算額
1	1	農業改良資金貸付事業費	19,401
		農業改良資金貸付事業費	19,401
		繰越金	19,401
歳入		合計	19,401
昭和34年度特別会計中小企業振興資金助成事業費歳入歳出予算			
入			
歳	入	科	目
款	項	目	子算額
1	1	国庫支出金	4,000
		国庫支出金	4,000
2	1	国庫入金	4,000
		一般会計繰入金	4,000

歳	出	入	合計	予算額
3	1			4,631
			合計	4,631
歳	出	入	合計	
款	項	科	目	予算額
1	1			千円
				12,631
				12,631
	歳	出	合計	12,631
昭和34年度鳥取県管電氣事業会計予算				
(総則)				
第1条 昭和34年度電氣事業会計の予算は、以下に定めるところによる。				
(収益的収入及び支出)				
第2条 収益的収入及び支出の予定は、次のとおり定める。				
	収	入		
	第1款	電氣事業収益		180,713千円

第1項	営業収益	180,213千円
第2項	財務収益	500千円
第2款	事業外収益	1千円
第1項	雑収入	1千円
	支出	
第1款	電氣事業費用	151,675千円
第1項	営業費用	64,252千円
第2項	財務費用	87,223千円
第3項	予備費	200千円
(資本的収入及び支出)		
第3条 資本的収入及び支出の予定は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額43,512千円は当年度分損益勘定留保資金37,813千円、利益剰余金予定額5,699千円で補てんするものとする。)		
	収	入
第1款	資本的収入	835,502千円
第1項	企業債	830,000千円
第2項	受託金	5,000千円
第3項	建設収入	502千円

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	879,014
第1項	春米発電所建設仮勘定	835,502
第2項	水力発電設備	11,006
第3項	企業債償還金	32,506

(一時的借入金)

第4条 一時の借入をすることができる金額は、常時100,000千円以内と定める。

鳥取県告示第百六十四号

次のとおりである。

昭和三十四年二月定例県議会で三月二十日議決された

昭和三十四年三月三十一日

昭和三十三年度鳥取県歳入歳出追加更正予算及び昭和三

鳥取県知事 石 破 二 朗

十三年度特別会計県立中央病院事業費歳出更正予算を

昭和33年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円
5	2	分担保金及負担金	負 担 金	△ 10,969
				△ 10,969

款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円
6	1	使用料及手数料	使 用 料	1,219
	2	使 用 料	手 数 料	424
				795
7	1	国庫支出金	国庫負担金	35,664
	2	国庫補助金	庫庫補助金	11,745
	3	委託託金	委 託 金	20,505
				1,414
8	1	寄附金	寄 附 金	12,777
				12,777
10	1	繰越金	繰 越 金	5,645
				5,645
11	5	雑収入	雑 収 入	17,305
	6	物品売払代金	物 品 売 払 代 金	125
				17,180
12	1	県債	県 債	5,000
				5,000

歳出		入	合計	今回追加(更正)予算額
1	1	議会費	—	—
2	1	県庁費	—	—
	4	東京事務所費	10	10
	5	諸費	—	—
3	1	警察消防費	300	300
	2	公安委員会費	300	300
	2	警察職員費	—	—
4	1	土木費	9,969	600
	2	道路橋梁費	600	932
	4	河川防砂費	100	100

5	5	都市計画費	—	—
	6	災害復旧費	7,686	—
	7	建築費	615	—
	8	土木諸費	36	—
5	1	教育費	942	—
	2	教育委員会費	—	—
	2	小学校費	2,000	—
	5	盲ろう学校費	—	—
	8	社会教育費	216	—
	9	体育保健費	—	—
	10	義務教育振興費	△ 1,419	—
	12	教育施設費	90	—
6	1	社会及労働施設費	13,549	—
	2	生活保護費	11,143	—
	3	社会福祉費	390	—
	3	児童保護費	104	—

4	婦人児童福祉費	871
5	国民健康保険費	163
6	世話費	30
7	労政費	22
8	職業安定費	826
7	保健衛生費	3,202
1	保健所費	295
7	衛生諸費	2,907
8	産業経済費	35,132
1	農政費	15,410
2	農業改良費	—
3	林業費	162
4	水産業費	450
5	蚕業費	5,312
6	畜産費	150
9	農地開拓事業費	484

10	耕地事業費	13,024
11	中海干拓調査費	140
10	統計調査費	115
13	統計調査費	115
1	諸支出金	1,420
2	徴税費	323
3	地方振興費	26
4	県政企画調査費	176
5	広報活動費	45
6	渉外諸費	850
合計		64,639
昭和33年度特別会計県立中央病院事業費歳出更正予算		
歳出	科目	今回更正予算額
1	県立病院費	— 円



米子東高等学校	養良農業高等学校	由良育英高等学校	河北農業高等学校	三朝分校			倉吉農業高等学校		
全日制	全日制	全日制	全日制	定時制	定時制	全日制			
普通科	農業科	家庭科 普通科	農業科	農業科	農業科	農業科			
普通課程	家庭課程 農業課程	家庭課程 普通課程	家庭課程 園芸課程 農業課程	農村家庭課程 農林課程	農林課程 農村家庭課程	農林課程 畜產課程 農業土木課程	農林課程		
米子市勝田町三〇七番地	西伯郡淀江町今津二八六番地	東伯郡由良町由良宿一六〇八番地	倉吉市上井町四三〇番地	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地			倉吉市大谷一六六番地		

倉吉西高等学校	倉吉東高等学校			青谷高等学校	智頭農林高等学校	若桜分校	八頭高等学校
全日制	定時制 (夜間)	全日制		全日制	全日制	定時制	全日制
家庭科	普通科	普通科	商業科 工業科	普通科 家庭科	農業科	普通科	普通科
家庭課程	普通課程	普通課程	商業課程 電氣課程 機械課程	普通課程 家庭課程	家庭課程 林業課程 農業課程	普通課程	普通課程
	倉吉市余戸谷町三〇五八番地			倉吉市堺町二丁目二〇一番地	氣高郡青谷町北浜二九一番地	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	八頭郡家町久能寺七二五番地

抄

八橋分校		東伯実業高等学校		日野産業高等学校			根雨高等学校		境水産高等学校			境高等学校					
定時制		定時制		定時制	全日制		定時制	全日制	全日制			(定時制 夜間)	全日制				
農業科		農業科		商業科	商業科	農業科		普通科	普通科	水産科			普通科	家庭科	普通科		
農村家庭課程		農業課程	農村家庭課程		農業課程	商業課程	商業課程	畜産課程	農林課程	普通課程	普通課程	無線通信課程	製造課程	漁撈課程	普通課程	家庭課程	普通課程
〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			東伯郡赤碕町赤碕一九五七番地の一					日野郡黒坂町字紺屋田						境港市山中二〇六四番地			境港市東本町二番地

法勝寺農業高等学校		米子工業高等学校				境港分校		米子南高等学校		米子西高等学校		(定時制 夜間)		
全日制		全日制				定時制	全日制	全日制		全日制				
農業科		工業科				農業科	農業科	商業科	家庭科	普通科	商業科	普通科		
家庭課程	農業課程	電波通信課程	工業化学課程	土木課程	電気課程	機械課程	農村家庭課程	農業課程	農蚕課程	商業課程	家庭課程	普通課程	商業課程	普通課程
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内					米子市博労町四丁目三二〇番地		境港市竹内五五五番地		米子市長砂町一八八番地		米子市錦町二丁目一〇三番地		



日野実業高等学校	定時制	農業科	農業課程	日野郡江府町大字江尾五〇五番地
溝口分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡溝口町溝口二九七番地
伯南分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡伯南町矢戸一一六四番地の一
高官分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡高官村大字阿毘縁一二二四番地の一

鳥取県教育委員会告示第十四号  
 昭和三十四年度鳥取県立高等学校専攻科生徒を次の要  
 項により募集する。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

昭和三十四年度鳥取県立高等学校専攻科

生徒募集要項

一 募集学校及び募集定員

鳥取東高等学校 専攻科

鳥取市立川町五丁目一〇番地 約五〇人

二 出願資格

1 高等学校の通常課程及び定時制課程を卒業した者

2 学校教育法施行規則第六十九条の各号の一に該当

する者

三 出願手続

1 入学志願者は第四項に定める出願期間内に次に掲

げる書類を鳥取東高等学校に提出しなければならな  
 い。

(イ) 入学願書(教育委員会所定の用紙による)

(ロ) 出身学校長の発行する調査書(大学受験用の調

査書と同様とする)又は高等学校の卒業資格及び

学力を認定するに足る書類

2 鳥取東高等学校長は、前号の願書を受理したとき

は志願者に受験証を交付するものとする。

3 入学願書は鳥取東高等学校から交付を受けるもの

とする。

四 出願期間

1 昭和三十四年四月六日(月)から四月十日(金)

までとし毎日午前九時から午後五時までとする。

2 郵送の出願書類は四月十日の消印のあるものに限

り有効とする。

五 入学の選考及び許可者の発表

1 入学選考の期日は昭和三十四年四月十二日とす

る。

2 入学選考は、学校長が出願者の提出書類を審査し  
 て可否を決定する。

但し入学志願者が入学定員を超過する場合には、選  
 考試験を実施することがある。

3 選考試験を行う場合は次の要領による。

(イ) 期 日 昭和三十四年四月十二日午前九時三

十分より

(ロ) 場 所 鳥取東高等学校

(ハ) 試験科目 国語、数学、英語

4 入学許可者の発表は昭和三十四年四月十四日と  
 し、学校に掲示するほか、許可者あて通知するもの  
 とする。

六 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑については、鳥取東高等学  
 校あて照会すること。

七 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別の事項を教授し、研究を指導することを主目標として実施するものであり実施教科目は次の五教科目とする。  
国語、数学、外国語、理科、社会
- 2 専攻科の修業年限は一ケ年とし学期は前期(四月～九月)、後期(十月～三月)までの二期とする。
- 3 専攻科生徒の身分扱い(学生割引等の措置を含む。)及び学習評価、単位認定並びに修了等の措置については、高等学校の通常課程の取扱に準ずるものとする。
- 4 専攻科の授業料は次のとおりとする。  
(イ) 授業料の年額は一万円とする。  
(ロ) 前号の授業料は次の区分により分納しなければならぬ。

区分	納付額	納付時期	摘要
第一期	四千元	四月十日まで	第一期分の納付時期は本年度に限り四月三十日までとする。
第二期	三千元	七月十日まで	
第三期	三千元	十月十日まで	

- 5 専攻科生徒の入学選考手数料は徴収しない。
- 6 専攻科生徒に対しては学区制は適用しないものとする。

### 県会告示

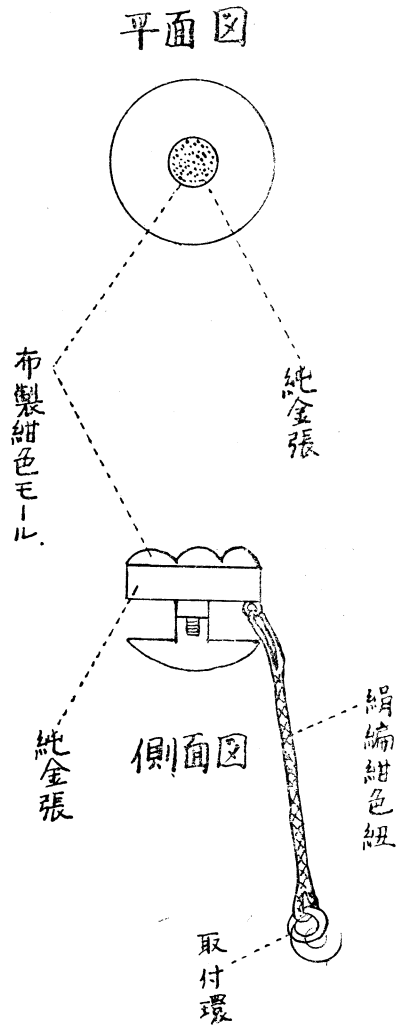
鳥取県会告示第一号

昭和二十二年十一月鳥取県会告示第十二号(鳥取県会議員徽章及鳥取県会事務局職員徽章制定の件)の一部を次のように改正し、昭和三十四年四月三十日から施行する。

昭和三十四年三月三十一日

鳥取県会議長 小林 正隆

- 1 型式は勳章略章型(直径一八ミリメートル、棒高四・五ミリメートル)とし裏面に「鳥取県会議員章」と刻印する。



- 2 金属部分は金色、モール部分は紺色とする。
- 3 裏笠は水雷型(七ミリメートル×一八ミリメートル)ネジ止めとする。
- 4 附属として絹編み紺色、取付環付紐をつける。

正 誤

昭和三十四年二月十日付鳥取県告示第四十四号中誤りがあつたので次のように訂正する。

申請者欄を削り、所有者欄中「所有者」を「申請者」に、「田村真外一六名」を「気高郡鹿野町（以下同じ）共有代表田村真」に、「小田原鉄男外一六名」を「共有代表小田原鉄男」に、「樺本虎三外二九名」を「共有代表樺本虎三」に訂正し、台帳面積欄中「〇・一四二四」を「〇・一四二二」に訂正する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町

鳥 取 県

印

刷

所 県